

網 監 査 第 15 号  
平成 28 年 12 月 1 日

網走市長 水 谷 洋 一 様  
網走市議会  
議 長 山 田 庫 司 郎 様

網走市監査委員 藤 原 誉 康  
網走市監査委員 工 藤 英 治

定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、平成 28 年度に実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

平成28年度

定期監査結果報告書

網走市監査委員

## 平成 28 年度 定期監査結果報告

### 1. 監査の対象

#### ◎市長部局

- 企画総務部 企画調整課、電算システム課、総務課、財政課、税務課
- 市民部 市民課、生活環境課
- 福祉部 介護福祉課、子育て支援課
- 観光部 観光課
- 建設部 都市開発課、土木管理課

#### ◎教育委員会

- 学校教育部 管理課、網走小学校、中央小学校、東小学校、第二中学校

#### ◎議会事務局

- 事務局

### 2. 監査の期間

平成 28 年 6 月 28 日から平成 28 年 10 月 18 日まで

### 3. 監査執行者

- 網走市監査委員 藤原 誉康
- 網走市監査委員 工藤 英治

### 4. 監査の対象年度等

平成 27 年度及び平成 28 年度（4 月～6 月）

なお、関連する場合は、平成 26 年度の一部も対象とした。

### 5. 監査の主眼

一般会計及び特別会計に係る財務に関する事務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼として、予算の執行状況のほか、財産及び物品の取得・管理状況、委託業務等に係る契約事務、公金及び現金の取扱い状況（市職員が経理を担当する団体を含む）、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

### 6. 監査の方法

監査にあたっては、対象部局から関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ現地の確認等を実施するなどの方法により監査を行った。

### 7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められたが、一部において、次のような改善等を要する事項が見られた。

なお、軽易な事項については、監査の過程において是正するよう指導したので記述は省略する。

## 指 導 事 項

### 1. 貸付金償還状況と収納対策について

奨学資金貸付償還金の収納対策については、本人及び保証人に対して通知書を送付しているが、現在のところ十分な納入効果とはなっていない。

このため、奨学資金の貸付金管理においては、滞納者に対する根本的な収納対策や保証人への連絡方法の見直しのほか、保証人としての資力や実効性等、保全面についても十分検証し、収納対策を行うこと。

【管理課】

### 2. 情報データ（USB）の管理徹底について

網走市では、「網走市 USB メモリ取扱要綱」及び「網走市 USB メモリ取扱要綱の運用について」の規定により、USB メモリの使用制限を行っている。

しかしながら、本定期監査による対象校の使用管理状況をみると、一部では許可制により持出しを認めている状況等が見られた。

USB メモリの取扱い次第では、メモリーの紛失といった情報漏洩等のリスクもあることから、実情に合った取扱い規定の制定及び適正な取扱い方法の検討をすること。

【管理課】

### 3. 随意契約に係る適正な契約事務の執行について

随意契約においては、入札制度上、安易に契約するのではなく、法的根拠を明確にして契約することとされているが、1者随意契約時における法的事由が不明確な事例が散見されている。

事業内容等を精査のうえ、地方公共団体の契約方法の原則に基づき、機会均等、透明性、公正な契約を行うこと。

【観光課】